
第3章

介護保険事業の適正な運営

1 サービスの質の向上

(1) 身体拘束の廃止に向けた取り組み

現在介護の現場では、「身体拘束ゼロ」の実現に向け、様々な取り組みが進められています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、身体機能の低下をまねく恐れもあります。

葉山町では、介護サービス事業者や町民に向けて、身体拘束の廃止の広報活動や啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 各種介護保険サービスの充実

第6期計画において小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備し、在宅介護の推進に努めてまいりました。

第7期計画においても在宅介護サービスの推進に努めてまいります。

(3) 苦情相談等への対応

サービス利用者やその家族からの声を役場、社会福祉協議会（あんしんセンター）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）などで受け付けるとともに、サービスに対する不満や苦情内容に対し迅速に対応していきます。

また、介護相談員の施設への派遣を通じて、利用者の日常的な不満や疑問を受け付け、問題の発見や解決を通じて苦情等の発生を未然に防ぐとともに、問題点があれば改善を促します。

(4) 高齢者への権利擁護への取り組み

近年、振り込め詐欺や、悪質な商法のトラブルに、高齢者のみならず一般成人までもが巻き込まれるケースが増えています。

本町ではこれまでに、主に社会福祉協議会が運営するあんしんセンターで、認知症などの十分な判断ができない高齢者に対して、介護サービスの利用等も含めて支援してきました。

今後とも、葉山警察署、地域包括支援センター、訪問サービス事業者、保健師、家族、地域住民や関係機関との連携を更に強化し、公正な契約締結の支援を行います。

また、窓口を利用しやすくするための広報活動も強化します。

利用者数については、現在集計・推計中のため、空欄になっております。

(5) 施設サービスの整備方針について

< 2020年度(平成32年度)までの施設整備計画 >

区分		第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画期間		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉施設 介護老人	定員数(人)	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	利用者数(人)	142	146	163	165	164	162			
地域密着型介護 老人福祉施設	定員数(人)	0	0	0	29	29	29	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0			
保健施設 介護老人	定員数(人)	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	利用者数(人)	122	116	114	121	122	122			
医療施設 介護療養型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	8	3	2	2	0	0			
共同生活介護 認知症対応型	定員数(人)	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	利用者数(人)	24	24	24	24	23	24			
特定施設 介護専用型	定員数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0			
合計	利用者数(人)	296	289	303	312	309	308			
	要介護3以上比	80.4%	79.6%	80.2%	81.4%	78.0%	77.6			

特定施設 介護専用型以外の	定員数(人)	291	291	291	291	291	291			
	利用者数(人)	117	123	130	133	155	156			

2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)までは「介護保険事業状況報告」の年度末数値を採用し、2017年度(平成29年度)は11月月報値、2018年度(平成30年度)以降は推計値です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数は、2016年度（平成28年度）は前々年度比で54名減、前年度比で17名減と減少し続けており、今後3年間で大幅に増加するとは想定されません。

また、特別養護老人ホームへの介護給付費も2016年度（平成28年度）は前年度比17,337千円減少しております。

さらに、2016年度（平成28年度）、2017年度（平成29年度）の2回、町内2事業所に対しアンケート調査を行ったところ、特別養護老人ホーム入所待機者全体は減少しており、そのうちの葉山町民の待機者数も減少している結果となっています。

第6期計画期間中は、確実に葉山町民の入所が見込まれる29床の地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し事業者の公募をしましたが、昨今の介護報酬減により採算を取ることが難しいことから応募を断念した、あるいは建設費及び人件費の高騰により事業者辞退があったことにより整備することができませんでした。

第7期における介護報酬の大幅増が見込まれず、また、特別養護老人ホームへの入所待機者及び介護給付費が減少している状況、さらに第6期計画期間中の上記公募状況を勘案すると、第7期計画期間中に地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備は難しい状況であると判断せざるを得ません。

以上のことから第7期計画期間中は特別養護老人ホームの整備は見送り、町内事業所に町民優先の入所を要望するとともに、待機者数、介護給付費等の状況を注視していき、その上で必要と判断すれば第8期以降の施設整備について検討していくこととします。

【特別養護老人ホーム入所待機者数】

施設所在地が葉山町内外であるかを問わず、葉山町民全体の特別養護老人ホーム入所待機者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 26 年 10 月 1 日	0 人	2 人	22 人	40 人	46 人	30 人	33 人	173 人
平成 27 年 10 月 1 日	0 人	0 人	18 人	26 人	33 人	33 人	26 人	136 人
平成 28 年 10 月 1 日	0 人	0 人	14 人	19 人	38 人	28 人	20 人	119 人

町内 2 施設における特別養護老人ホーム入所待機者数

	待機者数	(うち葉山町民)
平成 28 年 6 月 1 日	287 人	130 人
平成 29 年 6 月 1 日	270 人	121 人

【町内特別養護老人ホームの町民入所率】

	利用者数	うち葉山町民	町民利用率
平成 28 年 6 月 1 日	148 人	105 人	70.9%
平成 29 年 6 月 1 日	149 人	98 人	65.8%

【特別養護老人ホームへの介護給付費】

	件数	給付費
平成 27 年度	2,009 件	499,929,101 円
平成 28 年度	1,976 件	482,591,842 円

介護老人保健施設（老人保健施設）の整備方針

第6期計画期間中、2016年度（平成28年度）の給付費は前年度に比べ20,391千円の減少となっております。

また、介護老人保健施設は特別養護老人ホームの入所待機場所となっている側面もあり、施設整備では特別養護老人ホームを優先すべきと考えます。

そこで、第7期計画期間中は介護老人保健施設の新規整備は行わないこととします。

ただし、介護老人保健施設は病院と在宅との中間施設であり、かつ在宅復帰に向けたりハビリを行う重要な施設でもあることから、第7期事業計画において給付費の推移などを見守り、第8期計画以降において施設整備をするかどうか引き続き検討してまいります。

【介護老人保健施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成27年度	1,549件	399,393,343円
平成28年度	1,501件	379,001,533円

介護療養型医療施設の整備方針

2023年度（平成35年度）末で廃止が予定されているため、今後も施設整備は行いません。

【介護療養型医療施設への介護給付費】

	件数	給付費
平成27年度	22件	7,198,645円
平成28年度	7件	2,047,590円

(6) 居住系サービスの整備方針について

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備方針

認知症対応型共同生活介護事業所は認知症があっても共同生活を営める方が対象となっており、対象者が限定されております。

また町内 2 事業所に対する認知症対応型共同生活介護事業所への待機者がほとんどいない現状もあることから、新規の整備は行いません。

介護専用型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

町内に介護専用型以外の特定施設が十分に整備されている状況から、新規の整備は行いません。

介護専用型以外の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の整備方針

介護専用型以外の特定施設については、第 3 期介護保険事業計画では、2006 年度（平成 18 年度）に開設した 111 床の施設をもって施設整備を一旦終了し、2014 年度（平成 26 年度）に軽度者の増加に対応するため既存施設の 30 床増床を行いました。

2017 年(平成 29 年)6 月 1 日現在の町内 4 事業所の利用率は 84.2%、町民入居率は 24.1%であり、第 7 期計画期間中の新たな整備は必要ない状況です。

2 サービスの適切な利用の促進

(1) 事業者間の連携

事業者に対する各種制度や研修等の情報提供を進めるとともに、サービスの適切な利用に向けて、介護保険事業者間の情報交換や連携・調整ができるような機会の提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化

介護給付等の適正化は、不適切な給付を削減すること、利用者に対する適切な介護サービスを確保すること、また、それらを通じて介護費用のむやみな増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。本計画において、これらの目的を達成するため、介護給付等の適正化を推進していきます。

そのため、ケアプランの点検、ケアマネジャーへの支援を通じて、利用者が必要とするサービスを効果的・効率的に提供するためのサービスの選択・調整機能の適正化を進めます。

葉山町では、国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、適正な介護サービスの提供に向けた指導の実施に努めるとともに、これまでと同様、神奈川県との連携を保ちながら、適正な保険給付を目指します。

3 利用者への情報提供

(1) 情報提供・公開

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を実現するために情報の提供・公開を推進します。

神奈川県では介護サービス情報公表制度にもとづき、神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて介護サービス利用者が介護サービスを比較検討するために活用できる事業所情報などを提供していることから、本制度の利用促進に向けて、普及・啓発を進めていきます。

(2) 制度の普及啓発

町民への介護保険制度の普及・啓発に向けて、広報はやま、町のホームページ、各種パンフレット等の媒体を中心に情報提供の充実に努めます。

4 低所得者への配慮

制度上で様々な低所得者対策が行われています。利用者やその家族に対し、これらの制度内容の周知に努めます。

保険料の減免

災害による住居の損壊や、生計維持者が死亡した等の理由で、保険料の納付が難しい場合に、介護保険料の減免を受けられるものです。

特定入所者介護（予防）サービス費の支給

介護保険施設（短期入所を含む）に入所している低所得者の人に対して、居住費（滞在費）、食費に一定の自己負担限度額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにするものです。

社会福祉法人等による減額の運用

所得が低く特に生計が困難な人について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減するものです。

特別養護老人ホーム旧措置者に対する負担軽減

介護保険法の施行前の措置制度の時から、継続的に特別養護老人ホームに入所されている人に対して、介護保険導入に伴い措置制度の時の負担水準を超えないよう、利用者負担額を減額するものです。

障害者ホームヘルプ利用者負担に対する軽減措置

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で、介護保険制度の適用を受けることになった人に対して、継続的なサービス利用の促進を図るため、利用者負担の軽減措置を行うものです。

高額介護サービス費の支給

介護保険サービスの自己負担額が重くなりすぎないように、利用者の所得段階別に設けた基準額を超える自己負担が発生した場合に、基準額を超えた分について払い戻しを行うものです。

高額医療・高額介護合算療養費の支給

医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ別々に自己負担の一部が払い戻しされていますが、医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が高額になった場合にも、自己負担の一部について払い戻しを行うものです。

5 事業評価の仕組み

(1) 介護保険事業

介護保険給付額、サービス量が事業計画とかけ離れていないかを、サービスごとに毎年チェックし評価します。

また、国民健康保険団体連合会から、保険者等が介護費用適正化対策のために活用できるように、認定者の状況や事業所の状況に関する各種の情報を提供されるシステムを活用して、各サービスの適正な利用が行われているかをチェックします。

(2) 介護予防事業

地域支援事業の中の介護予防事業について、事業参加者の声を収集するとともに、参加者の各種データを蓄積・整理し、状態の維持・改善等の分析を進め、事業実施の効果を検討していきます。